



ながはま 地域安全ニュース

令和5年 7月号



長浜市防犯自治会：情報提供 長浜警察署 ☎62-0110 木之本警察署 ☎82-3021

長浜市ホームページ トップ > 暮らし・手続き > 防犯 > 防犯自治会

夏休みを安全安心に！

青少年の非行と犯罪被害防止



もうすぐ、子どもたちが楽しみにしている夏休みがやってきます。自由な時間が増え、心身ともに開放的になるこの時期には、毎年、飲酒や喫煙、深夜はいかいなどで補導される子どもが増えています。

夏休みだからと大人も気が緩みがちになりますが、お子さんから目を離さず「服装や態度が変わった」「帰る時間が遅くなった」「夜中に出かけて行く」などの変化を見逃さないようにしましょう。



深夜はいかに注意！

夏祭りや花火大会など夜間に外出する機会が増える季節ですが、滋賀県では「青少年の健全育成に関する条例」により、保護者は特別な理由がある場合のほか、深夜（午後11時～午前5時）に青少年（6歳～18歳）を外出させないように努めなければならないとされています。

深夜に子どもだけで出歩いたり、コンビニに集まったりしていると補導の対象となるほか、犯罪に巻き込まれるおそれがあります。

ネット犯罪に注意！

Twitter（ツイッター）やInstagram（インスタグラム）などに代表されるSNS（ソーシャルネットワークサービス）サイトやゲームサイトを通じて知り合った“一度も会った事のない人”とのやり取りで性犯罪の被害にあうケースが急増しています。一度ネットに流出した個人情報や画像を全て回収することは困難です。またGPS機能のついたSNSなら、居場所を簡単に特定されてしまいます。



闇バイトに注意！

闇バイトとは、高額な報酬を受け取る代わりに、犯罪行為を行うアルバイトのことです。

SNSやインターネット掲示板等で「お金に困っている方、切羽詰まっている方大募集」「高額報酬」「必ず稼げます」「簡単な仕事」などと言って募集されます。お金欲しさに軽い気持ちで応募すると、犯罪に巻き込まれたり、犯罪に加担し逮捕されるおそれがあります。



4月～5月にかけて、木之本署は管内の小・中・高校、全15校を訪問し、犯罪の入口とされる万引きや自転車盗などの初発型非行防止とSNSに関する非行・被害防止教室を実施しました。（写真：西浅井中学校）

大切な自分を守るために、自分自身から始めるのはあなた自身です。



やってみませんか? 「わんわんパトロール」

「わんわんパトロール」とは、犬の飼い主の皆さんが日課とされている愛犬との散歩のときに、地域の防犯力向上のため、周囲にちょっと気を配りながら、普段の散歩コースの地域を見守っていただくもので、どなたでも気軽に無理なくできる、愛犬との防犯パトロールです。一人でも、仲間と一緒にでも気軽にできるボランティアです。



パトロールはどのようにするの?

いつもの散歩の時間に、市からお渡しさせていただきリードカバーをつけて、いつものコースをまわっていただき「地域の目」となってもらいます。そうすることで安全・安心な地域であることを犯罪者にアピールすることができ、犯罪抑止につながります。

申込方法

長浜市市民活躍課
または市民活躍課北部分室の窓口へ直接申し込むか、下記のQRコードから電子申請ができます。

※活動上の留意事項

- ・すべて自己責任において行動していただきますので、自身に危害が及ぶような危険な行動はしないでください。
- ・特別なコースを歩いたり、危険な場所に近づく必要はありません。
- ・もし散歩の途中で不審な人物や車両を見かけたら、まずは自分の身の安全を確保して、110番通報をお願いいたします。



【問い合わせ】長浜市防犯自治会事務局 長浜市市民活躍課 (☎65-8711) 長浜市市民活躍課北部分室 (☎82-5961)



5/19 長浜市防犯自治会は今年度の防犯部会員37名と暴力対策部会員34名の委嘱を行いました。

安全で安心な街に
令和5年度
専門部会員委嘱



みんなを守る合言葉
「イカ・のお・す・し」

5/23 長浜署は神照小学校の放課後児童クラブに通う1年生児童を対象に誘拐防止教室を実施しました。同署少年補導員がペープサートを使って「知らない人にはついていけない」「危険な場所には近づかない」などと呼びかけました。



「ATMで還付金が
受け取れる」
は詐欺の手口です!!

5/23 木之本署は、長浜信用金庫木之本支店の職員を対象に特殊詐欺被害防止訓練を実施し、「携帯電話で話しながらATMを操作している人への積極的な声かけ」と「警察への通報」をお願いしました。(写真:被害者役の警察官に声かけを行う様子)

消費生活月間 5月の活動



5/26 長浜市消費生活相談室はザ・ビッグ高月店において木之本署と(右上)アル・プラザ長浜店(左上)において長浜署と合同で特殊詐欺被害防止啓発を実施しました。